



ごみの野焼き・不法投棄

固廃棄物対策課
TEL 71・2490



ごみの野焼き

違反した場合には5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金またはその両方が科せられる場合があります。

「煙が家の中に入ってくる」、「洗濯物に臭いがついて困る」などの相談が、多数寄せられています。その中には煙による健康被害を訴える人もいます。家庭ごみを野外焼却することは法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2）により禁止されています。

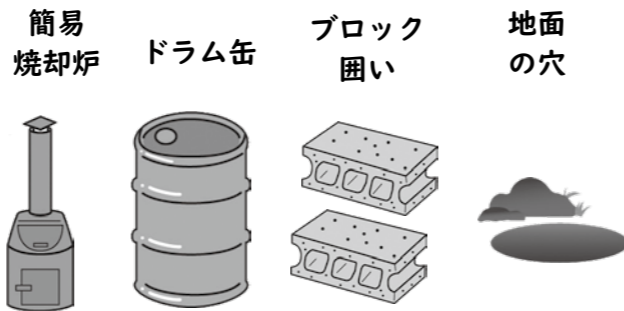
ID 75449

燃やしてはいけないものの例



※焚きつけに紙類や灯油を利用することも禁止されています。

使ってはいけないものの例



例外的に認められている焼却

- 農業・林業・漁業を営むためにやむを得ない焼却（あぜ焼き・稲わら・せん定枝の焼却など）
 - 日常生活の中で通常行われる焼却で軽微なもの（落ち葉の焼却など）
 - 三九郎など、風俗習慣上・宗教上の行事に必要な焼却
- ※火災の危険性がある場合や周囲の人が迷惑を受けるような場合は、指導することがあります。時間帯や風向き・燃やす量などに注意してください。

枝木は緑のリサイクル（無料）へ

豊科・穂高・明科の各リサイクルセンターでは、家庭から出たせん定枝を無料で受け入れ、チップ化し、希望者に無料でお譲りしています。また、「穂高クリーンセンター」へも直接持ち込むことができます（有料）。出し方など詳細は「家庭用資源物・ごみ出し方の手引き」をご確認ください。ID 75482



ポイ捨ても！

不法投棄

違反した場合には5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金またはその両方が科せられる場合があります。

「道の脇にごみが捨てられている」、「水路にタイヤや布団が流れてきた」などの報告が市へ寄せられており、山林や河川、道路などへの不法投棄が後を絶ちません。ポイ捨てを含む不法投棄は犯罪行為であり、法律により罰せられます。また、土地や建物の所有者は、みだりにごみを捨てられないように適正な管理をお願いします。ID 75473

不法投棄を防ぐ管理のポイント

- こまめに草刈りなどを行い、見通しがきく、きれいな状態にしておく。
 - 土地を柵で囲う・入り口に鍵を掛ける・看板を立てるなど、捨てられにくい環境をつくる。
 - 定期的に見回りを行うなど、常に所有する土地や建物の状況を把握しておく。
- ※所有する土地や建物に「ごみ」が捨てられた（不法投棄された）場合で、ごみを捨てた行為者が判明しないときは、土地や建物の所有者（占有者）が自らの責任で「ごみ」を処理しなければなりません。看板の設置を希望する場合は、廃棄物対策課へ問い合わせください。



看板設置は廃棄物対策課へご連絡を

◎生かそう地域の資源 ～「空家」の利活用を考えよう！～

見学会を通じた空家の活用事例も

空家を活用し、まちを元気にする取り組みが市内でも進んでいます。市では2つの市民団体と協働事業に取り組み、8月には明科地域で見学会や相談会を行いました。

見学会では、ガイドが地域の歴史や現状を説明しながらまちをあるき、空家や空き店舗を内覧しました。参加者は建物の細部まで確認しながら、新たな事業やアイデアに思いを巡らせているようでした。相談会では、空家を見学しながら、建築士や司法書士などの専門家が利活用の方法や課題を説明。参加者は住宅診断の重要性など、専門家のアドバイスに耳を傾けていました。

このような取り組みにより、空家の利活用に結び付いた事例もあります。

見学会で紹介していた河岸段丘に建つ築60年の空家がリノベーションされ、「龍門測てらす」として本年7月にオープンしました。店舗ではシェアオフィスやシェアスペースを提供しており、空家や移住などの相談コーナーも設置

されています。

明科地域は現在、国道19号明科駅歩道整備事業や都市再生整備事業等により、まちの顔が変わろうとしています。これらの整備に加え、さまざまな用途で空家を活用しながら、まちづくりの新たなアイデアや意欲を持った人が集うことで、地域の活力や賑わいの創出につながっていきます。

早期決断がカギ

空家は日々劣化していきま。活用の機会が最も良いのは「今」この瞬間です。状態の良い空家を活用できれば費用負担も少なくて済みます。

空家を「負（マイナス）」から「富（プラス）」の資産に変えるには、早期決断がカギです。家族や地域のためにも一歩踏み出して、利活用と空家の未来を考えてみませんか。

補助金をご活用ください

市では令和4年度末まで、4メニューの補助制度を用意しています。工事の契約や着手前に申請が必要です。予算に達し次第、受付終了となりますので、活用を検討する場合は、市HPや環境課で詳細をご確認ください。

【8月に行われた見学会・相談会】

明科駅周辺まちあるき空家空き店舗見学会



利活用を検討する人など約30人が参加。今後、ガイドや見学場所を変更して開催します。

【開催日】※要事前申込

- 11月13日（土）午後1時～
- 2月26日（土）午後1時～

穂高宿まちあるき空家見学会 開催！

12月4日（土）午前9時～正午（穂高支所集合）
詳細は市HP等でお知らせします。



安曇野「住まいの終活のススメ」事業

空家相談会・見学会に4人が参加。専門家を交えたワークショップには25人が参加し、空家の未来を話し合いました。

＜龍門測てらす＞

眺望抜群の犀川河岸段丘の空家を活用。シェアオフィスやシェアキッチン、ギャラリースペースなどを設けています。（明科中川手 3839 - 2）



【補助金活用事例を紹介】

理想の空家をゲストハウスに



Guesthouse 宿り木
藤井 竜太さん
穂高有明（大阪府出身）

登山でもよく訪れる長野県で田舎暮らしをしたいと思い、物件を探していたところ、安曇野市で理想の空家を見つけることができました。キッチン改修やトイレの増設等、市の補助金を活用しながらゲストハウス仕様にリフォームしました。今は登山者を中心に楽しくお客様をお迎えしています。

田舎への移住を検討する人は多いと思いますが、実際に住んでみないと分からないこともあります。今後は、移住を考えている皆さんの相談相手になったり、ゲストハウスで移住体験をしてもらうことも考えています。毎日過ごしていても感動が薄れない安曇野の暮らしを、多くの皆さんに伝えていきたいです。



築50年の空家が素敵なゲストハウスに